

# 全 員 協 議 会 会 議 録

( 平 成 2 1 年 6 月 9 日 )

- 1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

# むつ市議会全員協議会会議録

○開会の日時 平成21年6月9日(火) 午前11時00分開会  
午前11時27分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席議員 (27人)

1番 鎌田 ちよ子	2番 澤藤 一雄
3番 新谷 泰造	4番 目時 睦男
5番 工藤 孝夫	6番 横垣 成年
7番 野呂 泰喜	8番 川端 一義
9番 白井 二郎	10番 岡崎 健吾
11番 千賀 武由	12番 山本 留義
13番 馬場 重利	14番 佐々木 隆徳
15番 富岡 修	16番 菊池 広志
17番 半田 義秋	18番 高田 正俊
19番 山崎 隆一	20番 川端 澄男
21番 中村 正志	22番 村川 壽司
23番 浅利 竹二郎	24番 新谷 功夫
25番 斉藤 孝昭	26番 富岡 幸夫
27番 村中 徹也	

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長	宮下 順一郎
副 市 長	野戸谷 秀樹
教 育 長	牧野 正藏
公 営 企 業 管 理 者	遠藤 雪夫
総 務 部 長	新谷 加水
会計管理者総務部理事出納室長	工藤 正明
企 画 部 長	阿部 昇
企 画 部 理 事	近原 芳栄
民 生 部 長	齋藤 秀人

保 健 福 祉 部 長	鴨 澤 信 幸
經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
公 営 企 業 局 長	佐 藤 純 一
川 内 庁 舎 所 長	河 野 健 二
大 畑 庁 舎 所 長	柳 谷 正 尚
脇 野 沢 庁 舎 所 長	片 山 元
総 務 部 総 務 課 長	松 尾 秀 一
民 生 部 次 長	新 谷 正 幸
総 務 部 総 務 課 主 幹	吉 田 真
総 務 部 総 務 課 主 任 主 査	澁 田 剛

○事務局出席者

事 務 局 長	工 藤 昌 志	次	長 澤 谷 松 夫
総 括 主 幹	柳 田 諭	主	査 石 田 隆 司
主 事	井 戸 向 秀 明		

(午前11時00分 開会)

○議長(村中徹也) ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることになっております。

それでは、市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

最初に、一部事務組合下北医療センターについてであります。まず、平成21年3月24日開会の組合議会第112回定例会に提案され、可決及び承認されました13議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。これは平成21年4月1日から大畑診療所において指定管理者による管理が行われること等に伴い、職員の定数を減少することとしたものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内病院長の退職に伴い、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第3号 公益法人等への一部事務組合下北医療センター職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、国に準じて医師に支給する初任給調整手当の額を引き上げることとしたもの及び職員が支払い等をすべきものについて給与から控除できる項目を加えたものであります。

次に、議案第5号 単純な労務に雇用される給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、職員が支払い等をすべきものについて、給与から控除できる項目を加えたほか、所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、赴任に伴う移転の際に支払われる着後手当について所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第7号 一部事務組合下北医療センター病院診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。これは、産科

医療補償制度の対象とならない分娩に係る分娩介助料について所要の条文整備をしたものであります。

次に、議案第8号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、下北地域保健医療圏自治体病院機能再編成計画に基づき、川内病院を診療所に機能転換することとしたもの及び大間病院の病床数を60床から48床とすることとしたものであります。

次に、議案第9号 指定管理者の指定についてであります。これは、むつりハビリテーション病院を管理する指定管理者に社団法人むつ下北医師会を引き続き指定したものであります。

次に、議案第10号 指定管理者の指定についてであります。これは、東通村診療所及び白糠診療所を管理する指定管理者に社団法人地域医療振興協会を引き続き指定し、また指定期間を5年間としたものであります。

次に、議案第11号 一部事務組合下北医療センター総務費に係る負担金の平成21年度分賦につき承認を求めることについてであります。これは、平成21年度の議会費を除く総務費の構成市町村への分賦について承認を得たものであります。

次に、議案第12号 平成20年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、市町村負担金・補助金、建設改良費等について決算見込みにより補正したものであります。

次に、議案第13号 平成21年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、業務の予定量についてであります。病床数は702床、患者数は入院患者を年間延べ16万2,681人、外来患者を年間延べ36万5,890人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入では本部収益及び病院事業収益で118億3,880万4,000円、これに対する支出では、組合事務費である総係費及び病院事業費用で117億9,293万4,000円を予定し、差し引き4,587万円の税込純利益となる収支計画となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入では企業債及び負担金等で9億9,648万4,000円、これに対する支出では、建設改良費及び企業債償還金で14億3,089万7,000円を予定しております。

なお、施設ごとの病床数等につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、省略させていただきます。

次に、報告第1号についてであります。これは、平成20年度一部事務組

合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院に係る診療材料費の補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

次に、平成21年5月29日開会の組合議会第16回臨時会に提案され、可決及び承認されました2議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第14号 一部事務組合下北医療センター特別理事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これらは青森県人事委員会の知事に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみ、本年6月の支給に係る特別理事の期末手当並びに組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めたものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは、平成20年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院に係る一般会計繰入金の追加及び基金の積み立てによる補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。最初に平成21年3月23日開会の組合議会第90回定例会に提案され、可決されました3議案についてご説明いたします。

まず、議案第2号 下北地域広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、福祉施設業務手当の額を変更することとしたものであります。

次に、議案第3号 平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第4号 平成21年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出とも64億4,559万7,000円となっております。

次に、平成21年5月29日開会の組合議会第37回臨時会に提案され、可決及び承認されました1議案1報告についてご説明いたします。

まず、議案第5号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、青森県人事委員会の知事に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみ、組合職員の本年6月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めたものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは平成20年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、消防費に係る決算見込みによる補正について急を要したため専決処分し、報告したものであります。

なお、2月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（村中徹也） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 3ページの収益的収入及び支出について、「差引き4,587万円の税込純利益」とありますけれども、これと第5次病院健全化計画で7億円の結局負担金が本来むつ総合病院にあったわけです。それについてむつ市がその分に3億円の専決処分して負担をしていますけれども、その関係をちょっと説明願いたいのですが。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） お手元の資料の3ページの「差引き4,587万円の税込純利益となる収支計画」、この部分ですか。これは、平成21年度の予算でございますので、これまでの再建計画とは関係のないものでございます。つまりこれで、平成20年度でむつ総合病院のほうの不良債務五十数億円あったものは、先般御議決いただきました2.9億円、3億円近くの金額で解消されたということで、これは平成21年度の下北医療センターのほうの予算の見込みと、収支の見込みというふうなことでございますので、ご理解いただけるものと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。21番中村正志議員。

○21番（中村正志） 私も一部事務組合下北医療センターのほうについて少し質疑させていただきます。

今新谷泰造議員も触れましたが、7年の不良債務の解消計画のほうは、まず間違いなく済んだのかということ、先ほど市長も、そういうことを話しておられましたが、まずそれを最初に聞きたいと思います。

そしてまた、平成21年度予算の部分につきまして、資本的収入及び支出のほうで約4億3,000万円の、これは不足になるというふうに見ていいのでしょうか。もし不足になるというのであれば、そのうちのむつ市の負担分はどれくらいを予定しているのか。平成21年度の予算です。これ私の間違いであれば、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 細部にわたりましては、予算書をこちらのほうに持ってきておりません。それで、この部分においては、内部留保等の関係の中で処理をされていくというふうに認識しております。

- 議長（村中徹也） 21番。
- 21番（中村正志） 細部については、予算書をもう一回、目を通してみたいと思いますが、最初の7年での解消のほうは、平成20年度で予定どおり終わったということでしょうか。
- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） 完全にクリアいたしました。むつ市のほうから最後の専決をさせていただき、先般の臨時会でご承認をいただいたということで、第5次病院事業経営健全化計画、7年で終了しました。大変とその間、病院職員等、下北医療センターのスタッフが丸となって果たし得たということでもありますし、またむつ市のほうからもそれなりにしっかりとした繰り出しができた結果というふうなことで、むつ総合病院につきましては不良債務が解消したということでございます。
- 議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。12番山本留義議員。
- 12番（山本留義） 一部事務組合下北医療センターの医師の充足率、もしわかっていたらお答えいただきたいと思います。
- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） 議会ですので、正確にお答えしなければいけません。何%というふうなことは、ちょっと今手持ちの資料がありません。その部分では、後ほど議会のほうにはお示しを、議長を通して議員各位にはお示しをさせていただきたいと思いますが、医師の確保、非常に苦悩している部分があります。懸命にむつ総合病院側、院長を中心として懸命に頑張っているというふうなことだけはお伝えをさせていただきたいと、このように思います。
- 議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。19番山崎隆一議員。
- 19番（山崎隆一） 議事進行についてというようなことになるのかどうか分かりませんが、今質問を二、三させてもらって、市長が答弁できない部分がいっぱいあるわけです。というのは、下北地域広域行政事務組合も同じだし、下北医療センターもそうなのです。そういう中で、後でそれは質問した人に提示することはいいのですけれども、やはり報告する場合は、両方ともそれなりの事務的な方を二、三人この席に同席させて、この経過報告をしたらいいのではないかなと、こういうふうに私思っています。その辺市長にお願いいたしたいと思います。
- 議長（村中徹也） 市長。
- 市長（宮下順一郎） 一部事務組合下北医療センター、また下北地域広域行政事務組合のほうも特別地方公共団体でありまして、むつ市議会としてこの



場所に説明員を議長に取り計らいということはなかなか、これは全く別の自治体でありますし、そしてまた議員各位の中で、そちらのほうに出向いていただいている議員の中で、その別々の議会がございますので、その部分において説明員をこの場所に招聘するという事はなかなか議会のルール上はできかねるのではないかなと、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） これ要望になると思うのですけれども、今年度から大畑診療所が指定管理制度を導入されました。その指定された管理者が運営している。かつて下北医療センターが運営していた当時と今運営されている制度での運営の状況について、後でもいいですので、ご報告をいただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大畑診療所には、2つの機能があります。介護のほうの小規模老健施設と、そしてまた診療部分と、診療部分のほうは、これは澤藤議員ご承知のとおり、指定管理をしているわけです。今後この指定管理の部分においては、下北医療センターのほうへの報告がなされていくと、このように私は認識をいたしております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。13番馬場重利議員。

○13番（馬場重利） さっきもありましたけれども、この一部事務組合下北医療センターと下北地域広域行政事務組合、この報告を受ける形をどうすべきかということは、前から大分この議会の中でも議論したわけです。これは、いわゆる議会から議員を出しているわけですから、その議員の人たちから報告をもらおうとか、あるいは質疑をしようという声もあったわけです。しかし、それはなかなか難しいだろうということで、昔からこういう形で報告ということで全員協議会で受けている。

市長が管理者でありますから、これは団体が違うから、これはわかります。本会議に呼ぶということは、これは無理なことですが、これは全員協議会ですから、むつ市は7割、8割負担しているわけです、どっちも。これは、さっきも出ていましたけれども、やっぱり管理者のほうから1人、2人出させて聞くということぐらいはしても何らおかしくないと思います。これは、本会議ではちょっと困る、これは別ですから。全員協議会ですから、それぐらいのことはしていいと思います。そうでないと聞きっ放しで疑問を持ったまま終わると、必ずしも説明員が来たから疑問が解けるというわけではありませんけれども、その辺をもっと考える必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全員協議会のあり方でございますので、これは1つにはやはり議会のお考え、それには従うわけでございますけれども、議会のほうでその説明員を出せというふうなことになるましたら、それに当然従うべきものでありますけれども、しかしながら今馬場議員お話しのとおり、かつて三、四年前に下北地域広域行政事務組合の議員もここから出ているし、下北医療センターの議員もここから出ているということで、さまざまな情報交換の懇談の場をつくった経緯もありました。ただ、その部分でなかなかそれが浸透しなかったというふうなことで今現在の形になっているわけですが、これは今馬場議員お話しのとおり、かなりの部分で負担をしているわけでございますので、報告というふうなことをさせていただいている。これは、もう皆さん既にご承知のとおりで。しかしながら、この報告に対して、非常に全員協議会といえども、この部分に他の自治体の、要するに他の自治体でございます、法的には。他の自治体の説明員を招聘して、これを説明させるというふうなのは、下北地域広域行政事務組合の議員、そして下北医療センターの議員がおいでなわけですので、その部分もやはり考慮していかなければいけないのではないかなど、こんな思いをしております。

議会のほうの判断、またその判断の中ではやはり別の自治体であるという、そして議会が存在するというふうなことも念頭に入れてご協議していただければなど、このように思うところであります。

○議長（村中徹也） ただいまの件について申し上げます。

議会内での全員協議会のあり方については、代表者会議等々で提案いただければなどと思います。

理事者に申し上げますが、今むつ市議会としては、一般質問等々一部事務組合に関する発言は負担金の範囲内で認めるという各一部事務組合を尊重した形をとっております。議員に対する説明は、後の質問については全員協議会ですべて質問しなさいということになっておりますので、説明員が来るか来ないかは別にいたしましても、すべての質問に答えられる準備をしてこの全員協議会に臨んでいただきたい、これがむつ市議会の判断です。あくまでも一般質問、本会議はむつ市議会は負担金の範囲内の発言を認めております。この全員協議会は、すべての質問を認めておりますので、そのすべての質問に答えられるだけの材料を今度お持ちいただくよう私から申し添えておきます。

ほかに質疑ありませんか。9番白井二郎議員。

○9番（白井二郎） 私、下北医療センター議会議員でございませんので、余

り下北医療センター議会のことはわかりませんが、大分前よりむつ総合病院のメンタルヘルス科ですか、その病棟が大変古くて、改修、また新築しなければならぬという話はたびたび聞いているわけです。その現在の状況、また今後の行方といいますか、方向づけとかがわかりましたら、ひとつご説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今メンタルヘルス科、老朽化して、非常に患者さんにご迷惑をかけていると、その認識はいたしております、この設計が今進んでおります。そして、平成22年度、平成23年度にかけての完成をしていきたいというふうな計画で取り組んでいるところであります。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 平成23年度で完成ということで、大変喜ばしいと思っております。ただ、財源はどのような形になるのでしょうか、それをちょっとお伺いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 起債等の充当及び今国の補正予算の中で補助率が非常に上がっている部分がありますので、それら制度的なものを大いに利用してやっていきたいと、こう思っております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 国からの補助金、起債ということですが、今市長と申しますか、管理者が言いましたとおり、なるべくむつ市の持ち出しを少なくするような方向づけでひとつ今後とも前向きにお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、本日の全員協議会はこれで閉会いたします。

午前11時27分 閉会

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 村中徹也